

改 正	現 行
<p>第三セクターに関する指針</p> <p>1 趣旨 この指針（以下「指針」という。）は、市が出資又は出捐（以下「出資」という。）する第三セクターに関する「情報公開」、「<u>抜本的改革を含む経営健全化</u>に向けた取組」及び「公的支援の考え方」を示すものである。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 <u>抜本的改革を含む経営健全化に向けた取組</u> <u>(1) 市長は、次のいずれかに該当する対象法人について、速やかに抜本的改革を含む経営健全化を検討し、法人ごとに経営健全化方針（様式第3号）を策定する。</u> <u>ア 債務超過にある法人</u> <u>イ 実質的に（事業の内容に応じて時価で評価した場合に）債務超過である法人</u> <u>ウ 市が第三セクター等に対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの標準財政規模に対する比率が、市の実質赤字の早期健全化基準の水準（標準財政規模と比較して11.25%～15%）に達している法人</u> <u>エ 公共性、公益性が喪失したか、著しく低下したと認められる法人又は「存続の前提となる条件」を満たさなくなると認められる法人</u> <u>オ 他の事業手法と比べて費用対効果が乏しいと認められる法人</u> <u>カ その他、経常収支など当該法人の経営状況等を勘案し、経営健全化の取組が必要であると認められる法人</u> <u>(2) 経営健全化方針には、次の事項を盛り込むこととする。</u> <u>ア 法人の概要</u> <u>イ 経営状況、財政的なリスクの現状及びこれまでの市の関与（法人の経営状況、財政的なリスクの現状、財政的なリスクが高くなった要因などの分析、これまでの市としての財政支援、監査、評価の実施状況などの関与）</u> <u>ウ 抜本的改革を含む経営健全化の取組に係る検討</u> <u>エ 抜本的改革を含む経営健全化のための具体的な対応（法人自らによる経営健全化のための具体的な対応、市による財政的なリスクへの対処のための具体的な対応、財政的なリスクを解消させるまでの具体的なスケジュール、今後5年間で財政的なリスクを解消できない場合に</u></p>	<p>第三セクターに関する指針</p> <p>1 趣旨 この指針（以下「指針」という。）は、市が出資又は出捐（以下「出資」という。）する第三セクターに関する「情報公開」、「<u>抜本的改革</u>に向けた取組」及び「公的支援の考え方」を示すものである。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 <u>抜本的改革に向けた取組</u> <u>(1) 市長は、次のア、イ又はウに該当する対象法人について、当該対象法人の経営状況の評価と存廃・統合を含めた抜本的改革に向けた取組方針を検討することを目的とし、公認会計士、弁護士等の経営や債務整理に関する有識者、学識経験者等の外部専門家を専門委員として採用し、評価・検討を行う。</u> <u>ア 経営が悪化しているおそれのある法人</u> <u>イ 設立目的が達成された法人又は社会情勢の変化等により法人の存続の必要性が著しく低下したと認められる法人</u> <u>ウ 他の対象法人と設立目的や事業内容が類似している法人</u> <u>(2) 前号アについては、経営が悪化しているおそれがある対象法人を広くとらえる趣旨から、対象法人が次のアからエまでのいずれかに該当した場合、前号アに該当するものとする。</u> <u>ア 経常損益が赤字であり、当該赤字額が10年間続いたと仮定した場合に債務超過になること。</u> <u>イ 債務超過にあること。</u> <u>ウ 累積欠損金があること。</u> <u>エ 直近3期全てにおいて経常損失が生じていること。</u> <u>(3) 専門委員は、「第三セクター等の改革について」（平成20年6月30日付け総財公第112号。総務省自治財政局長通知）、「第三セクター等の抜本的改革の推進等について」（平成21年6月23日付け総財公第95号。総務省自治財政局長通知）、対象法人の設立目的、対象法人が行う事業の公共性・公益性及び対象法人を取り巻く社会情勢を踏まえ、対象法人の経営状況、事業の意義、採算性、環境変化への対応状況、出資存続の必要性、最適な事業手法の選択、民間経営手法の導入等について検討し、必要な改革案、意見等を提示する。</u></p>

改 正	現 行
<p><u>は、その理由と今後5年間の改善方針)</u></p> <p>(3) <u>市長は、策定した経営健全化方針について、議会への説明と住民への情報公開を行う。</u></p> <p>(4) <u>市長は、策定した経営健全化方針に基づく経営健全化の進捗状況について、定期的に評価を行う。</u></p> <p>(5) <u>市長は、経営健全化方針の策定及び進捗状況の評価に当たって、公認会計士、弁護士等の経営や債務整理に関する有識者、学識経験者等の外部専門家を専門委員として採用することができる。専門委員は、「第三セクター等の経営健全化等に関する指針の策定について」(平成26年8月5日総財公第102号)を踏まえ、経営・資産債務の状況を把握した上で、当該法人が行う事業の公共性、公益性、採算性及び将来見通し等について意見する。</u></p> <p>5・6 (略)</p> <p>7 その他</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 時間の経過、経営状況の変化に伴い、対象法人と市の関わり方は当然に検討が必要であることから、この指針の内容(様式第1号、<u>第2号及び第3号</u>を含む。)及び取組の成果について定期的に確認し、2か年度を目途に見直しを行うものとする。</p> <p>(3)・(4) (略)</p>	<p>(4) <u>市長は、専門委員から提示された改革案、意見等を踏まえ、対象法人ごとの改革に向けた取組方針を策定し、対象法人を指導する等、必要な措置を講じる。</u></p> <p>(5) <u>市長は、改革に向けた取組方針の実施状況について、専門委員に対して、定期に報告し、点検評価を実施する。</u></p> <p>5・6 (略)</p> <p>7 その他</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 時間の経過、経営状況の変化に伴い、対象法人と市の関わり方は当然に検討が必要であることから、この指針の内容(様式第1号<u>及び第2号</u>を含む。)及び取組の成果について定期的に確認し、2か年度を目途に見直しを行うものとする。</p> <p>(3)・(4) (略)</p>